

令和7年度銚子市入札不正行為に関する 調査・再発防止策報告書

令和8年6月24日

令和7年度銚子市入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会

目 次

第 1 事件の経緯と市の対応	P 3
1 事件の概要	P 3
2 事件発覚後の経緯と市の対応	P 4
3 銚子市入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会の概要	P 5
(1) 検討委員会の設置目的	
(2) 検討会議の構成	
(3) 検討会議の開催状況	
第 2 調査・検証	P 6
1 調査の手法	P 6
(1) 事件の当事者及び関係職員からの事情聴取	
(2) 事件に関する公判傍聴	
(3) 職員アンケートの実施	
2 事情聴取・公判傍聴において確認できた事項	P 6
(1) 情報漏えいに関する態様	
(2) 動機・経緯	
(3) 職員の置かれた環境	
(4) 情報漏えいに対する認識・自覚	
3 職員アンケート結果の概要	P 8
(1) 研修の受講・実施意向	
(2) 業者との関係性	
(3) 情報管理	
(4) その他	
4 原因分析	P 9
(1) コンプライアンス意識の低下と入札官製談合に関する知識不足	
(2) 組織風土・職場環境	
(3) 業者との関係性	
(4) 情報管理	
第 3 再発防止策	P 10
1 公務員倫理の意識強化と専門知識の習得	P 10
(1) 職員研修の継続実施に努めること	
(2) 倫理規程等の整備を検討すること	
2 職場環境の改善	P 11
(1) より良い職場環境の整備に努めること	
(2) 所属職員の不安を払拭する内部通報制度を周知徹底すること	
3 発注・契約事務の適正化	P 11
(1) より公正な入札制度（総合評価競争入札）の導入を検討すること	

- (2) 「不正な働きかけ」を防止する組織的な対応手順を定めること
- (3) 発注関係の書類やデータなどの情報管理を徹底すること

第4 再発防止に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14

●参考資料

- 1 令和7年度銚子市入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会要綱
- 2 委員名簿

第 1 事件の経緯と市の対応

1 事件の概要

令和 7 年 9 月 25 日、銚子市職員 4 名が、秘匿情報を漏えいしたことによる入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「官製談合防止法」）違反及び公契約関係競売入札妨害罪の疑いにより、書類送検された。

令和 7 年 10 月 31 日、書類送検された 4 名の職員のうち 2 名は起訴され、残り 2 名は、略式起訴された。

同日、略式起訴された 2 名は、罰金 80 万円の略式命令を受けた。

令和 8 年 2 月 18 日、千葉地方裁判所より、起訴された職員のうち 1 名に対し、懲役 2 年 6 か月・執行猶予 4 年が、同月 19 日、もう 1 名に対し、懲役 2 年・執行猶予 3 年の判決が言い渡され、刑が確定した。

2 事件発覚後の経緯と市の対応

日 付	内 容
令和7年9月25日(木)	・官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害罪の容疑により職員4名が書類送検 ※職員A・B・C・D
令和7年9月26日(金)	・臨時記者会見を開催
令和7年10月31日(金)	・職員4名が起訴、略式起訴 起 訴：2名(職員A・B)・略式起訴：2名(職員C・D) ※職員C・Dは同日、罰金80万円の略式命令を受ける。
令和7年11月4日(火)	・一般競争入札に付するすべての建設工事の予定価格を事前公表に変更 ・銚子市入札参加審査会を開催(事件に関わる2事業者に対し、入札参加停止期間を12か月に決定)
令和7年11月12日(水)	・懲戒処分が発令 職員C・D：停職3か月の懲戒処分
令和7年11月25日(火)	・令和7年度銚子市入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会を設置
令和7年12月16日(火)	・第1回令和7年度銚子市入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会を開催
令和7年12月22日(月)	・市長給料減額の条例改正が可決 減額割合：30%・期間：令和8年1月～3月
令和8年1月9日(金) ～2月27日(金)	・コンプライアンス研修の実施 実施方法：動画研修(対象職員(374人)全員受講)
令和8年1月21日(水)	・起訴された職員Aの初公判(求刑：懲役2年6か月)
令和8年1月30日(金)	・起訴された職員Bの初公判(求刑：懲役2年)
令和8年2月3日(火)	・入札不正行為再発防止対策に係る職員アンケートの実施(実施期間：2月3日～2月27日) ・発注担当課室の管理職を対象とした適正な入札・契約業務に関する研修の実施
令和8年2月18日(水)	・職員Aの判決(懲役2年6か月 執行猶予4年)
令和8年2月19日(木)	・職員Bの判決(懲役2年 執行猶予3年)
令和8年2月20日(金)	・懲戒処分等の発令 職員A・B：免職の懲戒処分 当時の上司5名：減給10%・3か月(2名)、戒告(1名)、訓告(1名)、厳重注意(1名)
令和8年4月6日(月)	・第2回令和7年度銚子市入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会を開催
令和8年4月30日(木)	・銚子市入札参加審査会を開催(事件に関わる2事業者に対し、入札参加停止期間を12か月から24か月に延長を決定)
令和8年5月26日(火)	・第3回令和7年度銚子市入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会を開催

3 銚子市入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会の概要

(1) 検討委員会の設置目的

令和7年9月25日、職員4名が官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害罪の容疑で書類送検されたことを受け、公務に対する市民の信頼を取り戻すため、事件の経緯の調査、これまでの取組の検証、再発防止策の検討等に資することを目的として、本市における不適正事案に係る検討会議を設置する。

(2) 検討会議の構成

	氏 名	職業等
座 長	関谷 昇	千葉大学大学院社会科学研究院教授
委 員	清水 佐和	弁護士（せんのは法律事務所）
委 員	大杉 洋平	弁護士（豊田・大杉総合法律事務所）

(3) 検討会議の開催状況

日 付	内 容
令和7年12月16日（火）	・ 第1回令和7年度銚子市入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会 議題 （1）経緯及び市の対応について （2）今後の検討委員会における議論の進め方について
令和8年4月6日（月）	・ 第2回令和7年度銚子市入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会 議題 （1）前回以降の経過 （2）原因究明 （3）再発防止策
令和8年5月26日（火）	・ 第3回令和7年度銚子市入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会 議題 報告書について

第2 調査・検証

1 調査の手法

- (1) 事件の当事者及び関係職員からの事情聴取
 - ①調査期間：令和7年11月5日～令和8年3月11日
 - ②対象者：事件の当事者4名及び当時の上司6名
 - ③聴取者：財政課職員及び総務課職員
 - ④手法：市役所において対面での事情聴取

- (2) 事件に関する公判傍聴
 - ①公判傍聴日
 - 令和8年1月21日【職員A】
 - 令和8年1月30日【職員B】
 - ②場所：千葉地方裁判所
 - ③傍聴者：財政課職員及び総務課職員

- (3) 職員アンケートの実施
 - ①調査期間：令和8年2月3日（火）～2月27日（金）
 - ②対象者：374人（常勤職員、但し、市立高校(教員)、技能労務職、保育所勤務職員、消防署勤務職員、実施期間中に休職、療休、育休等の職員を除く。）
 - ③回答者：345人（回答率：92.2%）
 - ④その他：匿名による回答

2 事情聴取・公判傍聴において確認できた事項

- (1) 情報漏えいに関する態様
 - ①今回の事件における主な秘匿情報の漏えい場所及び漏えい手段
 - ・勤務場所において直接工事費等を電話で教示する手段
 - ・勤務場所において直接工事費等が記載された金入設計書などを交付する手段
 - ・勤務場所において業者が持参した書面に直接工事費等を記載する手段

 - ②今回の事件以前から「ヒント」として応札業者が有利となる情報の個別提供が行われる風習があったこと
 - ヒントの定義
 - ・「ヒント」は、業者が持参した設計金額に対して「上か下か」などを伝えること。
 - ・「ヒントの定義は示されていない。」と発言する職員もいた。
 - 「ヒント」が与えられるようになった時期
 - ・事件発生以前から「ヒント」を与える風習はあった。
 - ・「ヒントを与えてはいけない。」と言う職員もいた。

③質問に関する業者への個別回答（応札業者が有利となる情報の個別提供）が行われるケースも存在していたこと

●「質問に関する業者への個別回答」の定義

- ・公告後の業者からの質問に対しては、公平性を確保するため、電子システムを使用し、書面により全ての業者へ回答することが基本となっているが、質問をしてきた業者のみに個別回答すること。
- ・業者からの質問に対し、個別回答が可能な範囲の線引きについては、「線引きはなかった。」、「一定の線引きはあった。」と発言が分かれた。

(2) 動機・経緯

①今回の事件における情報漏えいの動機

●自己の利益を目的としたものではなかったこと。

- ・職員4名のうち1名が、2,000円～3,000円のお菓子を2回、受け取っていたことは確認されたものの、いずれの職員も金品は収受しておらず、接待を受けていない。

●過去の発注工事において業者に借りがあったこと、業者に対する情がわいたこと、業者からの押しに負けたことなどが動機となっていたこと。

- ・小規模工事の発注の際、金額が折り合わない場合、業者に金額を調整してもらったことがあった。
- ・一般競争入札による工事において、軽微な追加費用が発生する場合、設計変更は行わず、受注した業者の負担において対応してもらうことが複数回あった。
- ・業者から仕事を受注するのに苦勞しているとの話を聞き、やる気のある会社に頑張ってもらいたいと思い肩入れしてしまった。
- ・業者から秘匿情報を教えてほしいと言われたときに、一度は断った。その際「会社が苦しい。」とか「儲からない。」との話をされ、同情してしまい教えてしまった。

(3) 職員の置かれた環境

①職場環境（上司への相談）

- ・事件の当事者への事情聴取のなかでは、「相談のしやすさ」については、「個人の人間関係」や「相談内容」によって意見が分かれた。
- ・「設計に関すること（金額・情報漏えい・ヒント）」については、「他の職員、上司へ相談することはなかった。」との発言があった。

②業者への対応

- ・「一人で対応した。」「業者は、管理職や班長が不在のタイミングを狙って窓口を訪れるような印象をもっている。」との発言があった。

(4) 情報漏えいに対する認識・自覚

①情報管理

- ・設計書などの契約関係書類は、鍵の掛かるような場所で保管していない。
- ・設計システムのログインに関し、事実上、課内で共有されていた管理者権限のIDを実際に使ったこともある。

②その他

- ・直接工事費、共通仮設費、工事価格の3項目だけであれば最低制限価格に影響がないものと考えてしまった。
- ・自分の中で、線引きがあいまいになっており認識も低かった。どのような情報が秘匿なのかという認識が組織の中で醸成されることもなく法令遵守の意識が低いまま仕事をしていた。

3 職員アンケート結果の概要

(1) 研修の受講・実施意向

- ・官製談合防止や入札情報漏えい防止に関する研修を受けたことのない職員が282人(82.2%)存在していた。
- ・コンプライアンス・職員倫理研修の実施頻度については、「毎年実施」を希望する職員が172人(50.1%)と過半数を占めた。

(2) 業者との関係性

- ・過去5年以内に、業者から入札や見積合わせの情報（予定価格、最低制限価格、概算額等）に関しての問い合わせや働きかけを受けたことがある職員は、8人(2.3%)存在していた。
- ・業者との打ち合わせは、「1人が多い」と回答した職員が73人(21.4%)おり、一定数、存在していた。
- ・1人で業者と打合せをする場所は、「扉が閉まる会議室（他の職員の目が届かない場所）」と回答した職員が17人(11.2%)存在していた。
- ・業者から、いやがらせやハラスメント受けたと感じたこと、または、他の職員がいやがらせやハラスメントを受けていると感じたことが「ある」と回答した職員は、10人(3.0%)と一定数、存在していた。
- ・業者との関係において、不安・課題に感じていることは、
「関わり方全般に難しさを感じている」161人(46.7%)
「1人で対応することが多くプレッシャーを感じる」69人(20.0%)
の2つが主なものであった。

(3) 情報管理

- ・入札前情報（予定価格、概算額、設計図書等）の管理方法については、「決裁段階において、鍵の掛からない場所に置いている（自己の机やキャビネット等）」と回答した職員が125人(36.2%)と一定数、存在していた。

(4) その他

- ・「銚子市公益通報者保護制度に関する内部通報等事務取扱要領」について、「知らない」と回答した職員が148人（43.7%）存在していた。

4 原因分析

(1) コンプライアンス意識の低下と入札官製談合に関する知識不足

●事情聴取・職員アンケート結果から考えられる原因

- ・コンプライアンスに関する定期的な研修が実施されていないなど、職員間における法令遵守に対する意識が低下している状態であった。
- ・入札官製談合に関する研修が充実していなかったことから、組織内における知識不足が生じ、危機意識も低下している状態であった。

(2) 組織風土・職場環境

●事情聴取・職員アンケート結果から考えられる原因

- ・過去から金額に関する「ヒント」を与える風習があった。
- ・業者への対応方針が組織として明確になっていなかった。
- ・線引きがされていたかどうかは不明であるが、質問に関する業者への個別回答（応札業者が有利となる情報の個別提供）が行われていた。
- ・設計担当者は、設計に関して上司に相談を行っていなかった。
- ・業者とは、主に担当者1人で対応していた。

●市の現状から考えられるその他の原因

- ・慢性的な人員不足（特に技術職）により、新規採用職員の職員教育が十分に行われておらず、職員のスキル不足に陥っていた。
- ・中堅職員の不足により、管理職と経験年数が短い職員の間に入る職員が不足していたことで、教育体制や相談体制が不十分であった。

(3) 業者との関係性

●事情聴取・職員アンケート結果から考えられる原因

- ・軽微な追加費用の負担や緊急時に対応した業者との「持ちつ持たれつの関係」が存在したことで、担当者から業者に対する「情」が存在していた。
- ・地方特有の傾向ではあるが、業者との人間関係が密接であった。

(4) 情報管理

●事情聴取・職員アンケート結果から考えられる原因

- ・秘匿情報の管理についてルールが定まっておらず、担当者によって書類の取扱いに違いが生じていた。
- ・積算システムのログインに関して、事務の効率化から管理者IDを共有していたため、他職員の設計金額も見ることができた。

第3 再発防止策

1 公務員倫理の意識強化と専門知識の習得

●4-(1) コンプライアンス意識の低下と入札官製談合に関する知識不足に対する対応策

(1) 職員研修の継続実施に努めること

上記のとおり、市は、これまでコンプライアンスや公務員倫理、入札不正行為防止に係る研修の定期的な実施を行っておらず、これにより、職員が十分な法令遵守の意識や、入札実務の中で遵守すべき法令に関する知識を持つことができなかったことが、今回の事件や、「ヒント」等を与える風習につながった可能性がある。

今回の一連の事件を受け、職員に対するコンプライアンス研修を実施した結果、研修実施後の職員アンケートでは、「意識改革につながった。」との回答が多く見受けられた。再発防止のためには、今後も継続的に同様の研修を実施することが必要である。

また、職員アンケートからも分かるように、入札不正行為防止に係る専門的な研修を受講していない職員が多数存在することから、コンプライアンスに関する研修だけでなく、このような専門的な研修も継続的に実施し、今回のような官製談合事件を二度と起こさせないよう職員の意識向上と入札不正行為防止に関する知識習得を図ることが必要である。

(2) 倫理規程等の整備を検討すること

市は、これまで倫理規程等を制定していなかったが、上記のとおり、市が実施したコンプライアンス研修により職員の倫理観が醸成されつつある。その倫理観の指標として、職員の行動の規範となる倫理規程等の制定が必要である。

地方公務員は、身分、待遇を法律で保護され、安定している一方、執行猶予付きの判決であっても、拘禁刑以上の刑の場合、また、飲酒運転などの不正行為を起こせばその身分を失うことにつながる。このことを職員に明確に周知するためにも処分指針の制定も必要である。

最も大事なことは、制定した規程等を形骸化させることなく、社会情勢に合わせ、随時、見直しを行っていくとともに、職員一人ひとりが公務員倫理を常に意識する取組を実施していくことである。

2 職場環境の改善

●4-(2) 組織風土・職場環境に対する対応策

(1) より良い職場環境の整備に努めること

市は、これまでも「風通しのよい職場環境の構築」のため、管理職研修などを実施してきたが、事情聴取や職員アンケートの結果からは、必ずしも十分な上司への相談などが行われていないケースが見受けられる。このような状況を改善し、今後もより一層、相談しやすい職場環境改善のための研修等を継続的に実施することが必要である。

また、健全な職場環境の維持のためには、人員と業務量のバランスが取れていることも重要な視点となる。「地方公務員のなり手不足」は、全国的な問題であり、その解決は、非常に難しい課題である。現在、取り組んでいる様々な職員確保策の取組と合わせ、業務改善、将来の職員数に応じた業務の見直しにも取り組んでいく必要がある。

(2) 所属職員の不安を払拭する内部通報制度を周知徹底すること

風通しのよい職場環境づくりへの取組は、継続して進める必要がある。しかしながら、複雑な人間関係を全て解決し、理想の組織運営を行っていくことは、難しい問題である。

そのため、様々な事情により内部において不正行為を指摘することが困難な場合、公益通報制度は、不正行為を指摘できる最後の砦であるため、職員一人ひとりへの十分な周知が必要である。

3 発注・契約事務の適正化

●4-(2) 組織風土・職場環境に対する対応策

●4-(3) 業者との関係性に対する対応策

●4-(4) 情報管理に対する対応策

(1) より公正な入札制度（総合評価競争入札）の導入を検討すること

市は、今回の一連の事件を受け、令和7年11月4日の入札公告から、市が一般競争入札に付するすべての建設工事について、予定価格を事前公表することとした。市が発注する建設工事に係る入札・契約事務の透明性を高め、職員への「不正な働きかけ」を防止する対策として、一定の効果があると考ええる。一方で、予定価格の事前公表は、価格ありきで受注する不適格な業者による工事の品質低下、手抜き工事という

弊害も考えられる。本来、適正な利益を乗せて、適正な積算をして入札することが望ましい姿である。

そこで、当委員会としては、価格のみによらない入札方法として、総合評価競争入札の導入を提案する。

なお、導入に当たっては、新たな不正が行われることがないように合理的な評価基準を明確に定めることや評価の結果を公表することなどでその透明性を図り、市民への説明責任を果たすことが重要である。

(2)「不正な働きかけ」を防止する組織的な対応手順を定めること

今回の事件では、頻繁に業者が執務室内に出入りをしていたことが確認されている。そのほか、職員が業者に1人で対応し、なおかつ、他の職員からは見えない会議室などで対応していたことが確認されている。このように、職員1人で業者と打合せをすることは、必要以上に業者と密接な関係になるなど不正の温床となりかねない。

当委員会としては、職員一人ひとりが「発注に係る秘密情報の漏えい」に関与することがないように綱紀保持に関する理解を高め、コンプライアンス意識を向上させるとともに、不当な働きかけに対する組織としての対応を明確にするため、発注者綱紀保持マニュアル(※)の策定を提案する。なお、当該マニュアルは策定して終わりではなく、マニュアルどおりに事務が進められているか、研修や職員アンケート、個別ヒアリングを実施するなど、常に検証作業が必要である。

※発注者綱紀保持マニュアルの主な内容

- 入札に関する秘密の保持（直接工事費等の秘密情報）
- 入札談合等にあたる行為、契約の方法
- 事業者と応接する際の心構え
 - ・複数職員による対応
 - ・オープンスペースでの対応
 - ・事業者との応接記録の作成
- 発注事務の各段階における具体的な綱紀保持
 - ・発注準備：秘密の保持（発注情報・積算金額の漏えい禁止）
 - ・設計・積算：恣意的な分割発注、水増し積算の禁止
 - ・担当課で実施する随意契約の適正な事務処理
 - ・入札・契約：予定価格、最低制限価格の積算に必要な直接工事費等の額、他の入札参加業者、入札参加者数などの漏えい禁止
 - ・入札期間中における全ての入札参加者への質問回答
 - ・入札参加・不参加の働きかけ
 - ・設計変更が生じた場合の適切な処理

- 発注事務に関する情報の適切な管理
 - ・発注関係情報の書類化の抑制、電子データへのアクセス制限、書類の鍵付きキャビネット等への保管、秘密情報の持ち出し禁止
- 執務環境の保持
 - ・業者の執務室内への立ち入り制限の周知、オープンスペースの確保
- 各種法令規定に抵触する場合の対応
 - ・身近な上司等に相談できない場合における管財室・人事室への相談
 - ・公益通報制度の活用
 - ・外部窓口（法テラス）等への相談
- 発注関係業務で不当な働きかけを受けた場合の対応
 - ・所属長等への報告、事業者に対する対応、記録簿の作成

(3) 発注関係の書類やデータなどの情報管理を徹底すること

事件当時の市の現状として、設計書をはじめとした入札関係書類が、鍵付きのキャビネットなどに保管されていなかったことが確認されている。また、設計システムに関しては、当該部署職員に管理者権限のＩＤが共有され、誰でも、他の職員が作成した設計書類や工事費などの内訳を閲覧可能だったことも確認されている。この件に関しては、各職員が自分の担当している案件と類似の工事箇所などを参考にするため、他の職員に相談する前に、類似の案件を閲覧することを目的として、便宜上、全員に管理者権限のＩＤを共有していたとも考えられる。

しかしながら、そのような場合でも全員で管理者権限のＩＤを持つのではなく、管理者のみがその権限を持つように、本来の形に改めたうえで、経験のある管理職や班長などが、各職員の相談に乗ることで対応すべきである。

当委員会としては、このような事案が二度と起こらないよう、情報の適切な管理を徹底するため、組織としての標準的なルールを定めることを提案する。

第4 再発防止に向けて

銚子市では、4人の職員が、市発注工事の入札に関する秘匿情報を入札参加業者へ漏えいし、官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害罪で起訴、略式起訴され、起訴された2人の職員は、有罪判決を受けるに至るという事件が起きました。

当委員会は、公務に対する市民の信頼を取り戻すため、事件の経緯の調査、これまでの取組の検証、再発防止策の検討等に資することを目的として設置されました。

委員会では、原因究明、再発防止策を中心に議論を重ね、本調査・再発防止策報告書を取りまとめました。

現在、地方自治体を取り巻く環境は厳しさを増し、業務の増大、人員不足が生じるなか、職員一人ひとりの負担が増している現状です。

しかしながら、銚子市職員がその使命と責任を自覚し、また、組織としては、「職員を守る。」という視点を忘れることなく、本報告書を真摯に受け止めていただき、市民からの信頼回復に向けて、再発防止策に取り組むことを望みます。

令和7年度銚子市入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会
座 長 関谷 昇

令和 7 年度銚子市入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会設置要綱 (設置)

第 1 条 令和 7 年 9 月 2 5 日、職員 4 名が官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害罪の容疑で書類送検されたことを受け、公務に対する市民の信頼を取り戻すため、事件の経緯の調査、これまでの取組の検証、再発防止策の検討等に資することを目的として、本市における不適正事案に係る検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 検討会議は、3 名の委員をもって構成する。

- 2 検討会議には、座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 3 座長は、検討会議を総括し、検討会議の議長を務める。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第 3 条 検討会議は、必要に応じて、市長が招集する。

- 2 座長は、検討会議の所掌事項に関し、事務局に対して調査等を指示するとともに、必要があると認めるときは、検討会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 3 検討会議は、銚子市情報公開条例（平成 1 0 年銚子市条例第 1 9 号）第 8 条に規定する不開示情報が含まれる事項について、調査、検証又は検討等を行うことから、非公開とする。
- 4 検討会議の議事については、出席した委員の確認を得て、議事録を作成しなければならない。

(事務局)

第 4 条 検討会議の事務局は、総務課人事室及び財政課管財室に置く。

- 2 専門部会の事務局は、専門部会を置くときに定める。

(雑則)

第5条 検討会議は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置される附属機関の性質を有しない。

2 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月25日から施行する。

令和7年度銚子市入札不正行為に関する調査及び再発防止対策検討委員会

No.	氏 名	ふ り が な	団 体 ・ 組 織 名	備 考
1	関 谷 昇	せ き や の ぼ る	千葉大学大学院社会科学研究院 教授	
2	清 水 佐 和	し み ず さ わ	弁護士 (せんのは法律事務所)	
3	大 杉 洋 平	おおすぎ ようへい	弁護士 (豊田・大杉総合法律事務所)	